

小田原市立矢作小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止等に関する学校の考え方

1 いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つですが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要です。そこで小田原市の政策を基に、いじめを根絶するための理念として、次の五つを掲げます。

- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから児童に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることをはぐくむ教育活動の充実に取り組まなければならない。
- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童、保護者、教職員等学校関係者、その他児童に関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組まなければならない。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、児童の周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県および国が連携して取り組まなければならない。
- いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得るものであり、すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- いじめは、児童が所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかなければならない。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることが大切です。

(1) いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、児童の発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶ心”や“他者を思いやる気持ち”を育むことが重要です。
- 児童一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。
- いじめの背景にある、児童が抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。
- 児童が、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとのふれあう機会を充実させる一方、大人たちは児童の育ちに関心を持つことが大切です。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、学校においては教員が日頃から、児童の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ることが重要です。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に児童の状況を把握するとともに、児童が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、児童からの相談に真摯に対応することが必要です。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、地域、家庭をはじめ市民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が児童を見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要です。

(3) いじめの早期対応

- いじめには、チームで組織的に対応することが基本です。学校においては管理職・学級担任・児童指導担当教員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりすることのないように、組織としてきめ細かい対応をしていくことが重要になります。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応が求められます。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。

(4) いじめの解消

- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた児童の立場に立ち、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- いじめを受けた児童やいじめを行った児童だけでなく、すべての児童に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。
- 学校生活の全教育活動を通して、いじめを許容しない雰囲気づくりを心がけます。
- いじめは、謝罪をもって解消したと安易に判断することはできません。いじめが解消したと判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童を日常的に注意深く見ていきます。

(5) 家庭との連携

- 児童一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶ心”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取組も重要です。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決することが必要です。
- いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関との連携

- いじめを受けた児童や、いじめを行った児童が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあり、また、地域の青少年育成団体等の協力を得ることが有効な場合もあります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。

- 「矢作小学校いじめ防止対策委員会」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、学校においては、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておく必要があります。

(7) 地域との連携

- いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくありません。
- いじめを未然に防止していく上では、日頃から、児童が様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。
- 学校関係者がPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す体制を構築することが必要です。

II いじめ防止等に関する取り組み内容

1 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 児童や学級の様子を知るためには

ア. 教職員の気づき

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが必要です。同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、児童と場を共にすることが必要です。その中で児童の言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る感性を高めていくことが求められています。

イ. アンケートによる実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てます。

<年間計画の位置づけ>

心のアンケート（児童の意識、学級内の人間関係の調査）6月、11月

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作りのためには

ア. 児童の教職員への信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない行動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められています。

イ. 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、児童指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

ウ. 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年、学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させます。また、教職員の児童への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童は大きく変化します。

<学習活動、学級活動、学年、学校行事の例>

- ・校外学習、係・当番活動、運動会、学習の発表会、幼小交流

児童に自信を持たせる言葉（例）

- ・あなたの〇〇に対する取組は素晴らしいね。
- ・〇〇ができたの。すごい。うれしい。
- ・〇〇さんの行動は、立派だったよ。素晴らしいね。
- ・いいところに気づいたね。
- ・〇〇したことは、勇気がいることだったと思うよ。感心したよ。
- ・そういう考え方もあるね。よく考えたね。
- ・ここが、いいね。
- ・あきらめないで、いっしょに努力していこう。

エ. 児童の主体的な参加による活動

児童会による自発的・自治的な活動で、異年齢交流をしたり、お互いに認め合い助け合ったりする活動が、いじめの防止につながっています。

<年間計画の位置づけ>

- ・なかよし班活動
1年生から6年生までの縦割りグループで、遊びを計画し、いっしょに遊ぶ。
矢作小学校50周年を記念して、児童全員で協力してひとつの大きな作品を仕上げる。
- ・委員会活動
- ・6年生を送る会

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

ア. 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切です。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る必要があります。

イ. 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。

ウ. 体験教育の充実

児童は自己と向き合い、他者、社会、自然、地域との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していきます。しかしながら、現在の児童は、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要です。

<年間計画の位置づけ>

- ・宿泊学習（5年生）
- ・修学旅行（6年生）
- ・町探検（2, 3年）
- ・音楽鑑賞会（1～3年）
- ・栽培体験（1～4年）

エ. コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

現在の児童は、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になります。児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効です。

オ. 情報モラルに関する教育の充実

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。

<年間計画の位置づけ>

- ・情報モラル教育等

(4) 安全で規律正しい生活を送るために

児童の規範意識の低下は、暴力行為やいじめ、インターネット上での誹謗中傷などの問題行動の背景ともなっています。問題行動の未然防止の観点からも、学校全体で児童の規範意識の育成に取り組むことが重要です。規範意識とは、集団生活や社会生活におけるきまりやルール、約束などの規範に基づいて、主体的に判断し行動しようとする意識です。児童の規範意識を育むためには、発達段階に応じて、日常生活の具体的な場面や社会生活におけるきまり、ルール、約束などを示しながら、その意義について学ばせていくことが大切です。

<年間計画の位置づけ>

○児童指導委員会の開催

「生活のきまり」や生活目標について、児童の実態から目標を設定し、学校全体で共通理解をして、指導の徹底を図っていくことで、安全で規律正しい生活を送ることができるようになることをねらっています。また、児童の情報を職員全体で共有することで、学校全体で児童に寄り添い、見守っていきます。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

<年間計画の位置づけ>

○授業参観等

- ・授業参観において、保護者や地域の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- ・スクールカウンセラーなど、相談機関について紹介する。

2 いじめ早期発見のための取り組み

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切です。

(1) 教職員のいじめに気づく力を高める

ア. 児童の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受けとめ、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切です。

イ. 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要です。

(2) いじめ発見のきっかけづくり

いじめ発見のきっかけには、学級担任・担任以外の教職員による発見、アンケート調査、本人及び保護者からの訴え、他の児童からの情報があります。いずれの場合にも、いじめを発見したら、いじめの情報の聴き取りを丁寧にし、迅速な対応が必要になります。

<年間計画における位置づけ>

○心のアンケート（6月・11月）

○教育相談（7月は全員対象、12月は希望者、そのほか各月末に教育相談日を設定）

(3) 相談しやすい環境づくり

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「告げ口した」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきです。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

(4) 地域の協力を得る

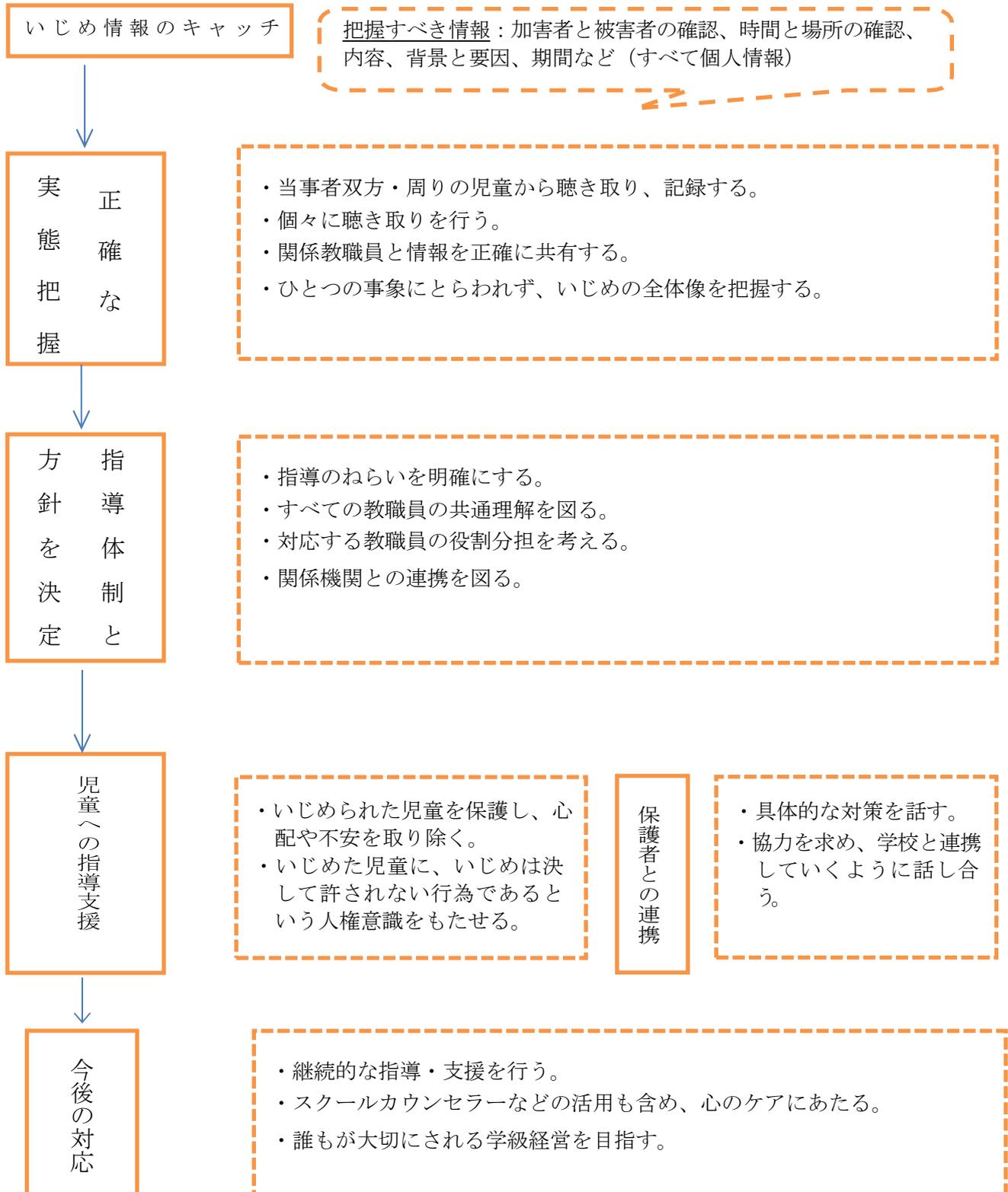
地域の青少年育成会などの学校と児童の教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求めることが必要です。民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努めることが大切です。

※年間計画等の取り組みの予定については、変更する場合があります。

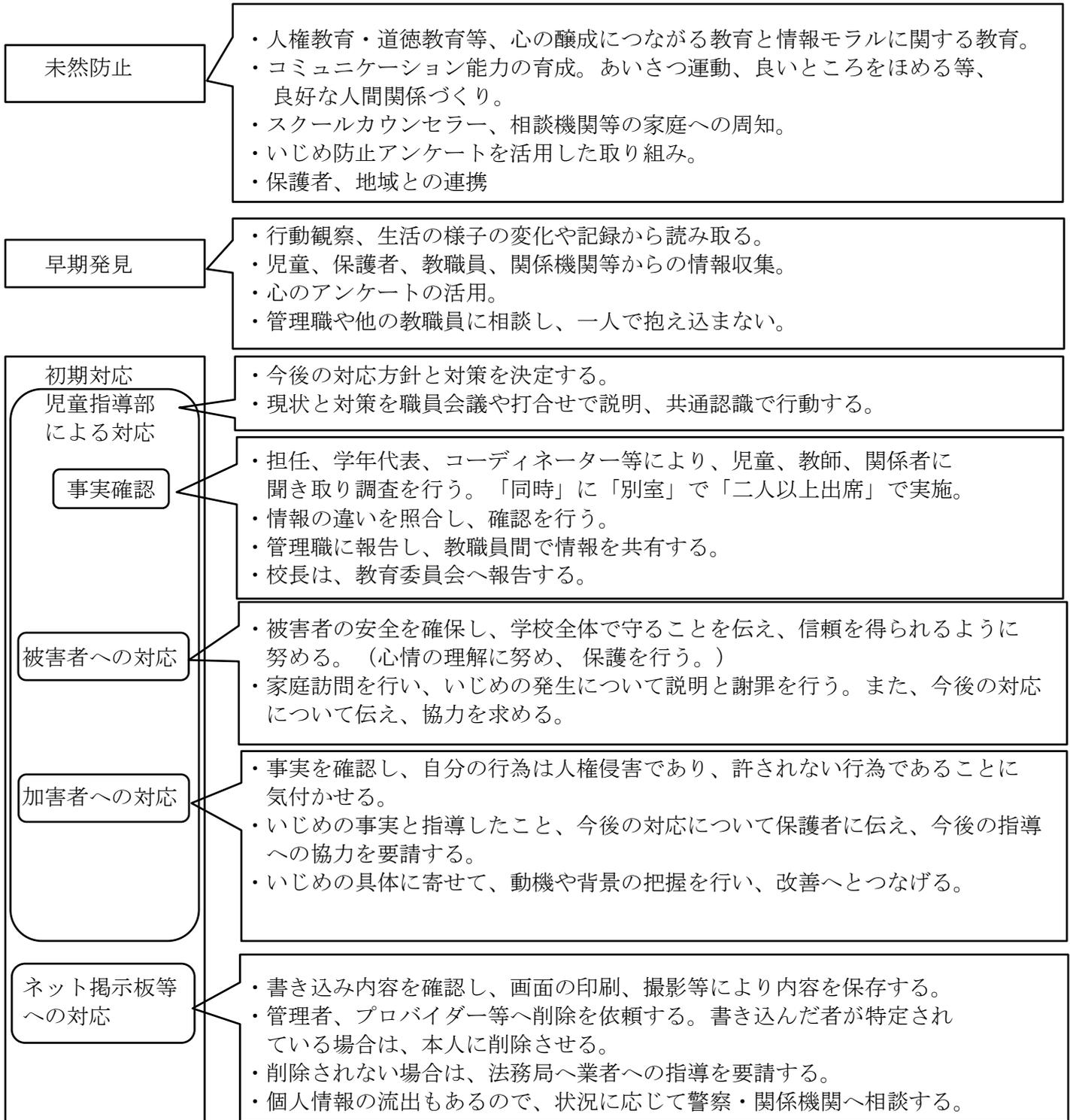
3 いじめの早期解決のための取り組み

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

<いじめの対応の基本的な流れ>



いじめの防止と早期解決にむけて



いじめ対応の基本の流れ

- ① いじめ情報のキャッチ
- ② 正確な実態把握
- ③ 指導体制、方針決定
- ④ 児童への指導・支援、保護者との連携
- ⑤ 今後の対応の充実

Ⅲ いじめ防止等のための組織の設置 及び 具体的な取り組み

1 組織の設置

矢作小学校児童指導部の中に「矢作小学校いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止に関する計画的な指導と対応について取り組みます。

2 組織の構成員

「矢作小学校いじめ防止対策委員会」の構成員は、校長、教頭、総括教諭、養護教諭、児童指導部担当、教育相談コーディネーターをもとに、当該学級担任、当該学年代表、必要に応じて関係機関の職員を集めて構成します。

3 組織の役割

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

国のいじめ防止基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌して、矢作小学校いじめ防止基本方針を定めます。

矢作小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について定めます。

また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校便り等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取り組みます。

(2) いじめの未然防止のための措置

- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取組を進めます。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- 児童指導委員会を設定することにより、児童の情報を職員全体で共有します。児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- インターネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や技術、情報等の授業や、講演会等さまざまな場面を使って推進するよう努めます。

(3) いじめの早期発見のための措置

- 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題である」という認識を持ち、各学年・学級において、日頃から児童の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取り組みを進めます。

(4) いじめの早期解決のための措置

- 本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたとき、また本校児童がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を市教育委員会に報告します。

いじめを受けた児童といじめを行った児童が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校設置者である市教育委員会の間で情報を共有して対処します。

- いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。

(5) 家庭との連携

- 児童がいじめを受けていると疑われる様子があるときに、スムーズに保護者が学校に相談・通報できるよう、プリントを作成したり懇談会や面談の機会に案内したりする等、相談・通報窓口を周知するための措置を講じます。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- 積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるために気をつけるポイントを紹介する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- 学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(6) 関係機関との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、必要な情報提供・啓発活動を行います。
- いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得るための連携を図ります。

(7) 地域との連携

- 保護者や地域住民の学校運営についての意見を反映する学校運営協議会での情報交換など、学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。
- 地域で児童を見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所、等地域の人々とふれあう機会を作っていくよう努めます。

(8) 学校評価における留意事項

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の項目に位置づけるよう努めます。

IV 重大事態への対処について

1 重大事態

○次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

(1) いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

○児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと見なして、調査等に当たります。

2 重大事態発生時の調査・報告

(1) 重大事態発生時の報告

在籍する児童が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、市教育委員会に重大事態の発生について報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

学校は重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。調査の実施主体については、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断します。

○ 学校が調査主体となる場合

重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき常設する「矢作小学校いじめ防止対策委員会」が主体となり、直ちに実施します。調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

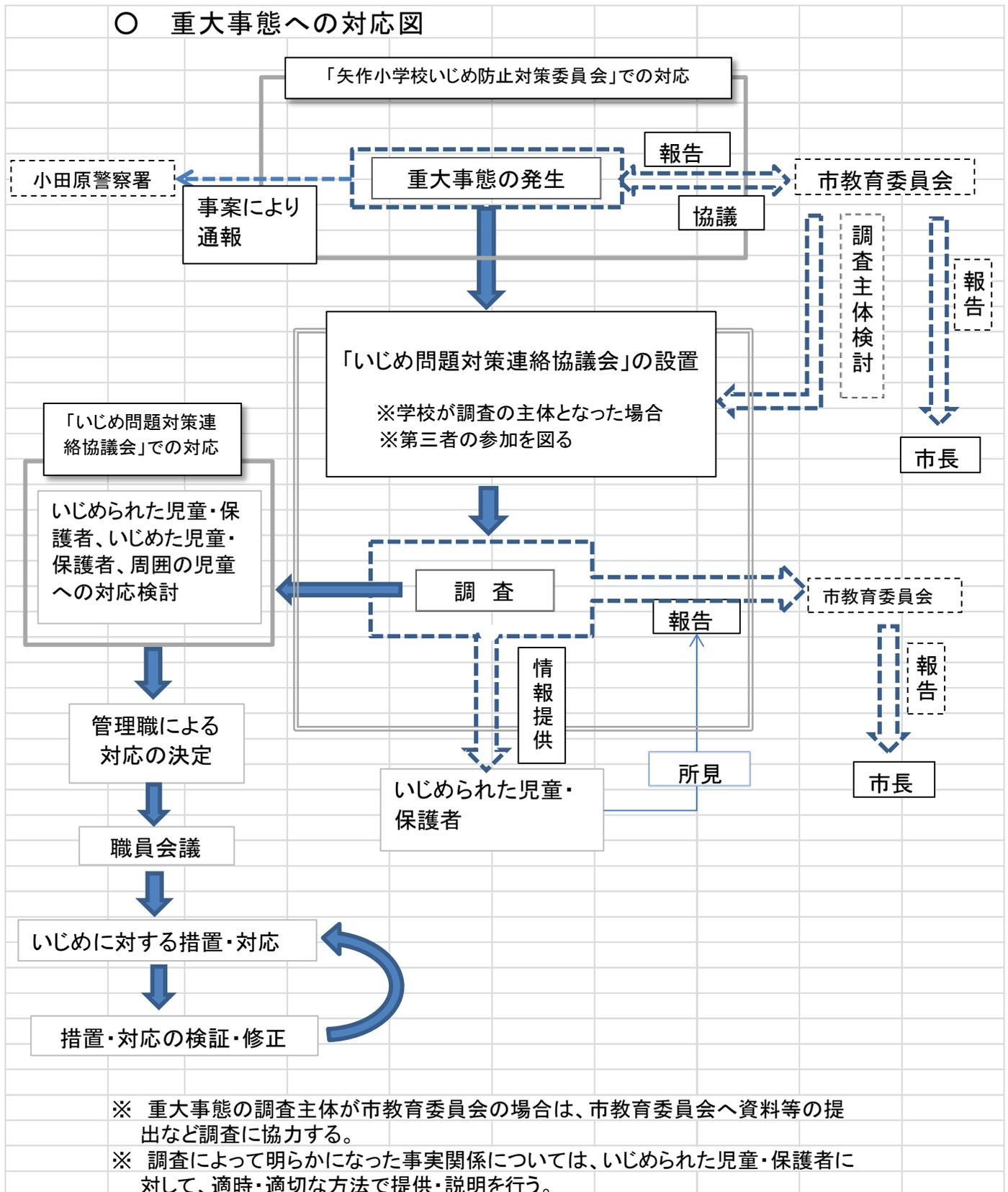
3 いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

4 フローチャート



V その他

1 学校基本方針の点検と見直し等

「矢作小学校いじめ防止対策委員会」での取り組み、児童指導の状況、いじめの実態とその変容等について、毎年見直しを図り、学校評価にも反映させていきます。